

千葉市公告第615号

道路の位置の変更

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を変更したので、千葉市建築基準法施行細則（昭和59年規則第59号）第20条の2の規定において準用する第18条第3項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和4年8月1日

千葉市長 神谷俊一

- 1 変更年月日及び番号 令和4年8月1日 第R4-7号
- 2 変更道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 株式会社 拓匠開発
代表取締役 工藤 英之
- 4 道路の敷地となる土地の地名地番 中央区千葉寺町647-4の一部、647-7の一部、648-2の一部、648-3の一部、648-4

5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
4.00m	32.27m	2.50m×4.00m	U-0.25m	89.08m ²